



じょうりんちゃん

お問い合わせは 国保医療課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4038 FAX(56)3999へ

医療費分析のお知らせ

市では、みなさんの健康管理に役立てていただくため、国民健康保険に加入されているみなさんの医療費に関するデータを基に、受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析」を実施しました。その分析結果から「生活習慣病に係る医療費等の状況」についてお知らせします。

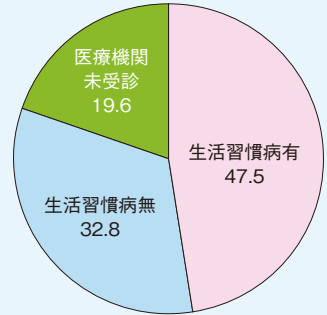
生活習慣病に係る医療費等の状況

令和2年度診療分の被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況は、生活習慣病あり47.5%、生活習慣病なし32.8%、医療機関未受診19.6%となり、生活習慣病を有している人が被保険者全体の約5割を占めています。(図①参照)

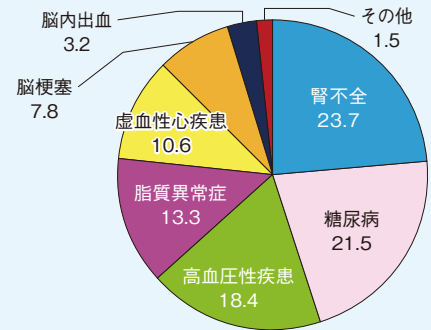
また、生活習慣病における疾病別医療費割合は、腎不全23.7%、糖尿病21.5%、高血圧性疾患18.4%、脂質異常症13.3%、虚血性心疾患10.6%の順に高くなっています。(図②参照) 疾病別1人当たりの医療費は、腎不全(人工透析)が圧倒的に高くなっています。(図③参照)

特定健診受診状況別の生活習慣病患者1人当たりの医療費は、入院・入院外ともに健診未受診者の医療費が高い結果となっています。(図④参照)

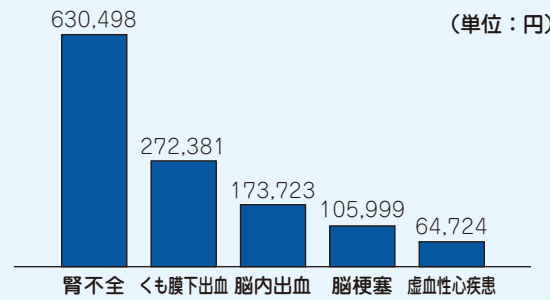
【図① 被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況】(単位: %)



【図② 生活習慣病疾病別医療費の状況】(単位: %)



【図③ 疾病別1人当たり医療費(上位5件)】(単位: 円)



【図④ 生活習慣病患者1人当たり医療費】(単位: 円)

健診有無	入院	入院外	合計*1
健診受診者	77,890	79,005	83,347
健診未受診者	112,543	87,331	97,592
合計*2	98,914	82,963	90,135

*1 入院、入院外の区分けなく集計した場合
*2 健診受診有無の区分けなく集計した場合

生活習慣病などは重症化してしまうと身体に大きな負担となり、医療費も急増します。
毎年1回の特定健診を必ず受診し、かかりつけ医の指導を受けて、早期の治療・予防に努めるようにしましょう。

国民健康保険料について

国保料(特別徴収分)の仮徴収について

令和4年度の国民健康保険料(国保料)の年金からの仮徴収は4月支給分から始まりります。

対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料仮徴収額通知書」を送付します。

令和4年2月分の国保料を年金から支払っている世帯主

国保料(特別徴収分)の支払方法の変更について

特別徴収(年金からの天引き)で国保料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することが出来ます。
①金融機関へ届出をする
▼持ち物 通帳、通帳届出印、被保険者証または特別徴収決定通知書(仮徴収決定通知書)
②金融機関への届出後、国保医療課へ届出をする

▼持ち物 被保険者証、口座振替依頼書控え
3月末までに届出をした場合、6月以降支給分の年金からの天引きを中止できます。

国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などの短期被保険者証の交付になります。

この短期被保険者証の有効期間が切れる前には、更新の通知と国保料の納付のお願いを送付していますが、納付が困難な場合には京都府地方税機構「☎(46)6568」にご相談ください。

また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、医療機関にかかる際には必ず事前に国保医療課窓口でご相談ください。

国保料の減免

「被保険者資格証明書」の交付となります。資格証明書の交付を受けると、医療費はいたん全額自己負担となります。

国保料の納付が困難で次のような状況の人は、国保料を減免できる場合があります。必ず納期限内に、国保医療課にご相談ください。

○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人
○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人
○給付制限を受けている人(拘留所などに拘禁されている人)

新型コロナウイルス感染症の影響による国保料の減免

次の要件を満たす人は国保料を減免できる場合があります。
○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入について、以下の①②③の全てに該当する世帯

① 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである
② 前年の合計所得金額が100万円以下である
③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である
※詳しくは市ホームページをご覧ください

非自発的失業者の国保料

会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります。

対象

次の①②③全てに当てはまる人
① 非自発的理由により離職した国保加入者
② 失業時65歳未満の人
③ 「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に「31・32・33・34と記載のある人」
△ 減額の対象となる国保料
○ 離職日の翌日の属する年度とその翌年度の国保料
該当者は被保険者証・雇用保険受給資格者証を持参の上、国保医療課へ申請してください。

所得のない人も申告を

所得税や市・府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付しますので、必ず4月20日(水)までに申告してください。

図⑤ 自己負担限度額
○70歳未満の人の場合

Table with 4 columns: 所得区分, 総所得金額等(※1), 3回目まで, 4回目以降(※3). Rows include Resident Tax Payable Household and Resident Tax Non-Payable Household.

○70歳以上の人の場合

Table with 3 columns: 所得区分, 外来(個人ごと), 外来+入院(世帯ごと). Rows include Resident Tax Payable Household, Resident Tax Non-Payable Household, and Low Income Household.

- ※1 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」
※2 所得の申告がない場合は、901万円超の限度額が適用されます
※3 過去12か月で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合
※4 世帯収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含む
※5 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります(外来のみで限度額超過の場合は回数に含みません)

高額療養費の申請について
1か月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額(図⑤参照)を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。

従来この支給を受けると、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。
従来この支給を受けると、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。

以降分については、一度手続をすれば、その後の高額療養費の支給対象になったものは自動的に指定の口座に振り込まれます。
対象者には国保医療費(人医療)などの償還払いが、令和3年1月診療

課から申請の案内を送付しています。
※自動払戻を適用できるのは、国民健康保険の高額療養費のみが対象であり、福祉医療(老人医療)などの償還払い

健康マイレージ事業実施!



国保加入者に楽しく健康づくりをしてもらうために、スマートフォンのウォーキングアプリ「aruku&(あるくと)」を利用した事業を来年度も実施します。

アプリの中で城陽市国保の団体登録を行い、イベント(年3回実施)で目標をクリアすると、城陽市独自の特典が抽選でもらえます。4月1日以降に、団体コード「joyo kokuho22」を入力し、登録をお願いします。

※団体登録はどなたでも可能ですが、特典がもらえるのは国保加入者のみです
楽しく歩いて健康づくりに役立てましょう!

柔道整復師へは正しくかかりましょう

柔道整復師(整骨院・接骨院)は医師ではないため、施術の行為が限定されています。また、被保険者証が使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

被保険者証が使える場合

- 外傷性のねんざ、打撲
○医師の同意がある場合または応急処置である場合の骨折、脱臼の施術

被保険者証が使えない場合

- 日常生活における単純な肩凝り、腰痛など
○病気による凝りや痛み
○症状の改善がみられない長期の施術
○スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

特定保健指導を
実施中

今年度、特定健康診査または城陽市国保の人間ドックを受診した人のうち、その結果から保健指導が必要と判定された人には、市から「特定保健指導」の案内を送付しています。生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。

第三者行為は
届出を

交通事故などが原因で(第三者行為といいますが)けがや病気になった時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

マイナンバーカード
の被保険者証利用
について

マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになります。①マイナンバーで利用申し込みが済んでいること
②利用できる医療機関・薬局であることが必要です。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

国民健康保険限度額
適用・標準負担額減額
認定証の申請について
70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人で現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ、低所得者Ⅱ・Ⅰの人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付します。必要な場合は手続きをお願いします。

一部負担金の
減免について
国保被保険者が、特別な理由のため医療機関での一部負担金を支払うことが困難な場合は、減免できる制度があります。国保医療課でご相談ください。

被保険者証の
更新について
新しい被保険者証を簡易書留にて、世帯主宛に加入者全員分をまとめて送付します。(国保料に滞納があると自動更新できない場合があります)なお、被保険者証の記号・番号を個人単位化するため、被保険者証に枝番を記載しています。

令和4年度の間ドック補助について
令和4年度の間ドック受診補助申込を4月8日(金)から開始します(定員制ではありません)。詳しい内容は今後の広報じょうように掲載予定ですので、内容をご確認の上、お申し込みください。



じょうりんちゃん

Table with 3 main columns: 国保をやめるとき, 国保に入るとき, 国保から他へ移行するとき. Sub-headers include 生活保護を受けるように, 職場の健康保険に入ったとき, etc. Includes a '手続きに必要なもの' column.